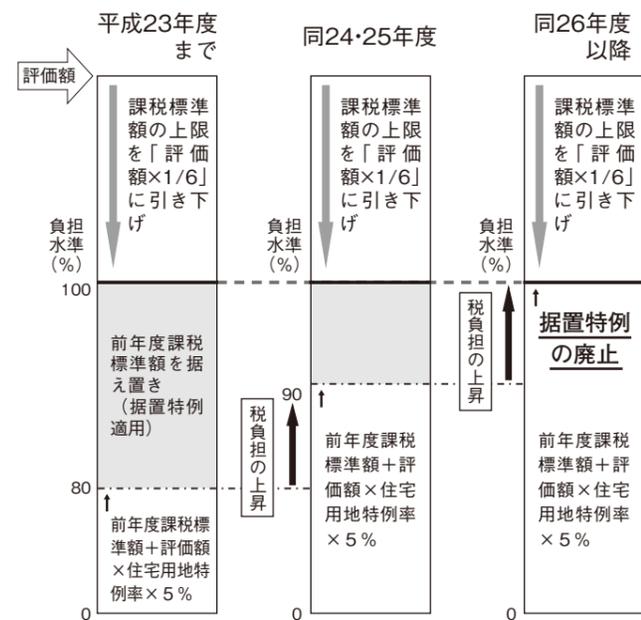


固定資産税「土地」の計算方法が変わりました!

平成24年度の地方税法改正により、固定資産税「土地」の税額算出に用いられている負担調整措置の『住宅用地の特例措置』が一部見直しとなりました。このことにより、一部の住宅用地について税額が上昇します。4月下旬に発送した「固定資産税・都市計画税課税明細書」や、6月上旬に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」でご確認ください。

◆地方税法改正のイメージ：住宅用地(小規模)の場合



【問い合わせ先】 本庁・固定資産税課(内線1152)

「冷蔵倉庫」用建物の評価額の計算方法が変わりました!

固定資産評価基準の改正により、平成23年度まで一般倉庫と同じ計算方法で評価額を算出してきた「冷蔵(低温)倉庫」用建物については、同24年度から評価額が早く減少する新しい計算方法で算出されます。

◆対象の要件＝●鉄筋コンクリート造や鉄骨造など、木造以外の倉庫である●冷蔵設備によって倉庫内の保管温度が常に10度以下に保たれている●1棟の建物内に事務所や工場など冷蔵庫以外で使用している部分がある場

合、「冷蔵倉庫」部分が床面積の50%以上となっている。

※業務用冷蔵庫などを設置しているだけの一般倉庫は、該当しません。

※すべての要件を満たしていても、建築後一定の年数が経過した倉庫の評価額は変わりません。

該当する倉庫用建物については、現地調査を行いますので、所有している人は本庁・固定資産税課へご連絡ください。

【問い合わせ先】 本庁・固定資産税課(内線1156)

【地方税法改正の内容】

- 固定資産(住宅用地)に講じられている「固定資産税の据置特例」が平成26年度から廃止となります。
- 平成24年度と同25年度は、税額が急に上昇しないよう、経過措置として「固定資産税の据置特例」が、次のように変更されます。

- ①負担水準が90%以上(平成23年度までは80%以上)の土地については、前年の課税標準額を据え置きます。
- ②負担水準が90%未満の土地については、「前年度の課税標準額 + 評価額 × 住宅用地特例率 × 5%」を課税標準額とします。

※「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{(\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率})} \times 100$$

- 都市計画税についても、同様の取り扱いとなります。

花木苗の配布申し込みの受け付けを開始します

市では、美しい天草の景観をつくることを目的とした、「天草花咲プロジェクト(花いっぱい運動)」により配布する、花木苗の申し込みの受け付けを行います。

▼対象Ⅱ市内在住の人で、おむね公道から眺めることが可能な場所に植栽できること。

▼配布品種Ⅱ ●ツツジ、ユキヤナギ、トサミズキ、ロウバイ。※いずれも高さ30cm前後の花木苗となります。

▼配布数量Ⅱ 1世帯あたり5本まで(ただし、選べる品種は2種類まで)。

※申し込み多数の場合は抽選。

▼申込方法Ⅱ 本庁(別館)・都市計画課または牛深支所・建設課、その他の支所担当課に備え付けの申込書またはハガキに必要事項(住所、氏名、電話番号、希望品種)を記入し、7月6日(金)までに〒863-8631市内東浜町8-1(郵送の場合は、住所記載不要)天草市役所・都市計画課へお尋ねください。

役所・都市計画課へ郵送または持参してください。なお、申込書は市のホームページからも取得できます。

▼配布時期Ⅱ おおむね10月上旬に配布。配布日時などは別途通知します。

※詳細は本庁(別館)・都市計画課(内線2635)へ。

東日本大震災で被災し避難された皆さんへ

東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県内の市町村から避難されている人は、特定健康診査または後期高齢者健康審査を受診できます。

▼対象Ⅱ 住民票を異動しない本市に避難されている人のうち、国民健康保険または後期高齢者医療制度に入っている人。

▼検査内容Ⅱ 特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など。

※市で独自に追加している検査項目やがん検診などは除かれます。

※受診方法など詳細は、本庁・保険年金課(内線1131)へお尋ねください。

出前講座を実施しています!

市では、市民の皆さんのご要望に応じて市職員が集会などに出向き、市が重点的に取り組んでいる施策や事業などについて説明する「出前講座」を実施しています。



講座の内容や申請方法などは次のとおりです。

■講座の内容

天草市総合計画、天草市行財政改革、天草市男女共同参画計画、天草市男女が共に生きる社会づくり条例、高齢者福祉制度、介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度、環境行政、環境マネジメントシステム、バイオマスの利活用、教育委員会制度、地区振興会・まちづくり協議会の先進的な取組事例、租税、消費生活など。

■対象となる集会

- 次の要件をすべて満たすもの。
- ①自治会や市民団体、公益法人、企業などの団体の主催であること。
 - ②参加費(資料代などを除く)を徴収するなど、営利を目的としないこと。

- ③政治活動・宗教活動を目的としないこと。
- ④参加人数がおおむね10人以上であること。

■実施日時

原則として平日の午前9時から午後5時までの間で実施し、時間は90分程度とします。

■利用に必要な経費

派遣する市職員に対する旅費や謝金は不要です。ただし、講座を行う会場の借上料などが必要な場合は、申請者の負担となります。

■申請方法

本庁・総務課または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課に備え付けの申請書に必要な事項を記入し、集会などの実施日の7日前までに本庁・総務課へ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

【郵送・持参】

〒863-8631市内東浜町8-1(郵送の場合は住所記載不要)天草市役所・総務課

【FAX】 243501

【電子メール】

hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

【問い合わせ先】 本庁・総務課(内線1214)